

資料一2

「府中市地域防災計画」の見直しについて

府中市防災会議地震部会

「府中市地域防災計画」の見直しについて

1 「府中市地域防災計画」の目的

「府中市地域防災計画」については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、府中市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における震災に係る災害予防、応急対策及び復旧対策を実施することにより、市の地域、市民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的としています。

2 見直しの背景

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、本市におきましても、最大震度5弱の揺れを観測しました。震源から遠く離れた東京都内におきましても、帰宅困難者の発生、物流ネットワークやサプライチェーンの寸断等、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼしました。

この大震災を受け、東京都では、平成23年9月に「東日本大震災における東京都の対応と教訓」をとりまとめ、同年11月に「東京都防災対応指針」を策定し、東京の防災対策の方向性と具体的な取組を示しました。

また、東京都では、現在、対応指針とともに、本年4月18日に東京都防災会議地震部会が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（以下「新被害想定報告書」）」の内容を踏まえ、「東京都地域防災計画」の修正に取り組み、本年秋ごろに公表する予定と聞いております。

今回公表された新被害想定報告書では、本市における想定最大震度が、従来の震度6弱から震度6強となり、このことに併せ、死者や負傷者、避難者数といった被害規模の想定値も変更となりました。

こうした背景を踏まえ、本市におきましても、引き続き、市の区域並びに市の生命、身体、財産を災害から守るために、新被害想定報告書の内容や本市の地域特性を十分に踏まえ、「府中市地域防災計画」の所定の見直しを行うものです。

3 見直しの基本的方針等

平成 24 年 4 月 18 日に東京都防災会議地震部会が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」及び本年秋に公表予定の「東京都地域防災計画」の内容、本年 6 月に可決された改正災害対策基本法、また、本市の地域特性を十分踏まえ、見直しを行っていくものとします。

なお、具体的な見直し点については、主に次のとおりです。

- (1) 医療・衛生・福祉分野
 - ア 救護所の整理及び開設に関する事項
 - イ ごみ及びがれきの処理に関する事項
 - ウ し尿処理に関する事項
- (2) 庁舎・都市インフラ分野
 - ア 応急仮設住宅の管理等に関する事項
 - イ 罹災証明書、被災証明書の発行に関する事項
 - ウ 庁内の情報システムの復旧及び整備に関する事項
- (3) 学校・避難所運営分野
 - ア 学校施設等の避難所の設営及び運営に関する事項
 - イ 食料炊出し、飲料水の供給に関する事項
 - ウ 帰宅困難者対策に関する事項

4 今後の予定

時 期	内 容
平成 24 年 7 月	平成 24 年度 府中市防災会議
平成 25 年 5 月下旬	平成 25 年度 府中市防災会議（第 1 回）
平成 25 年 6 月中	パブリックコメントの実施
平成 25 年 7 月下旬	平成 25 年度 府中市防災会議（第 2 回）
平成 25 年 8 月 ～平成 25 年 10 月	災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく東京都との協議 (2 カ月程度)
平成 25 年 11 月下旬	平成 25 年度 府中市防災会議（第 3 回） ※府中市地域防災計画見直しの最終承認

※ 別紙 1 「府中市地域防災計画の見直しスケジュール（案）」参照

5 その他

- (1) 「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（概要）」について
別紙 2 のとおり
- (2) 「府中市地域防災計画」見直し作業に係る業者選定について
別紙 3 のとおり

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」について

1 新たに想定が公表された地震概要

- (1) **東京湾北部地震**（首都直下地震）[M7.3、府中市最大震度6弱]
- (2) **多摩直下地震**（首都直下地震）[M7.3、府中市最大震度**6強**]
※ 従来の想定では府中市最大震度6弱。
- (3) **元禄型関東地震**（海溝型地震）[M8.2、府中市最大震度6弱]
※ 過去の記録で、1703年に最も大きな津波をもたらしたとされる地震。
- (4) **立川断層帯地震**（活断層で発生する地震）[M7.4、府中市最大震度**6強**]

2 各地震における項目ごとの比較表（一部抜粋）

	従来（多摩直下）	(1)東京湾北部	(2)多摩直下	(3)元禄型	(4)立川断層帯
建物被害	全壊528棟	全壊88棟	全壊 1,052 棟	全壊461棟	全壊 1,559 棟
電力施設	停電率9.5%	停電率1.4%	停電率7.5%	停電率3.2%	停電率 13.1 %
固定電話	8.9%不通	0.6%不通	3.2%不通	0.9%不通	7.8%不通
上水道	22%断水	16.2%断水	31.6 %断水	33.2 %断水	45.1 %断水
下水道管	30.2%損傷	17.6%損傷	19.9%損傷	18.6%損傷	21.3%損傷
ガス供給	0.0%	支障率 1.5 %	支障率 100.0 %	支障率 1.5 %	支障率 98.5 %
鉄道	中小被害1件	被害0.0%	中小被害1.8%	中小被害0.8%	中小被害1.2%
焼失棟数	11,519棟	289棟	1,337棟	385棟	3,450棟
死者	72人	10人	72人	33人	136 人
負傷者	1,569人	331人	1,568人	1,109人	1,894 人
避難者数	50,361人	16,637人	42,452人	36,215人	61,507 人
自力脱出困難	105人	31人	410 人	178 人	610 人
震災廃棄物	30万t	9万t	45 万t	25万t	61 万t

※ 各数値は、各地震において被害が最も大きくなる条件下のものです。そのため各地震の数値は、完全に同条件下での比較ではありません。なお鉄道については、従来分と新たに公表した分とでは、数値単位が異なります。

3 備考

府中市において、最も被害が大きくなる想定は「立川断層帯地震」によるものであり、従来の想定と比較して、多くの項目で被害数値が上昇しています。

「府中市地域防災計画」見直し作業に係る業者選定について

「府中市地域防災計画」の見直しは、市全体の防災体制の根幹に関わる重要計画の見直し業務であるため、同計画の策定等について経験豊かで、広範かつ高度な知識を必要とすることから、業者選定にはプロポーザル方式を採用いたします。詳細は次のとおりです。

1 業者へ委託する業務概要

- (1) 国及び都道府県の被害想定や対策の見直し等を踏まえ、現計画の課題の抽出及び解決策の検討を行うとともに、都道府県の地域防災計画の修正に基づき、地域防災計画及び資料編を見直します。
- (2) 会議等に用いる資料の作成支援。
- (3) その他必要な参考資料、意見の提示。

2 プロポーザル方式を採用する理由

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき策定している「府中市地域防災計画」は、東日本大震災に伴う修正が予定されている国や都の上位計画の結果を踏まえるため、また府中市の実情に即した防災体制構築のため、見直しが必要となっています。

この見直し過程においては、国や都の上位計画の結果を踏まえることはもとより、庁内の各部署や関係行政機関、民間防災機関などから、幅広く意見を取り込んでいくことが求められます。

こうした性質を持つ当該見直し業務には、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とすることから、プロポーザル方式を採用するものです。

3 期待できる効果

プロポーザル方式を採用することにより、東日本大震災において露見した多くの課題について、多様な意見の集約や最新データの反映が効率的かつ効果的に行え、課題解決につながる実効性の高い地域防災計画の作成が期待できます。